

指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護・指定行動援護
報酬算定に係る自己点検表

事業所の名称	
事業所番号	
実地指導実施年月日	
記入者	職・氏名

岐阜県健康福祉部 障害福祉課

指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護・指定行動援護

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
従業員	常勤換算で2.5以上の人員配置があるか					雇用契約書、出勤簿、勤務形態一覧表、給与台帳、資格書類
	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
	居宅介護を提供する場合、いずれかを満たしているか ①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③居宅介護職員初任者研修修了者 ④介護職員初任者研修修了者（介護保険法） ⑤障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 ⑥旧訪問介護員養成研修修了者（介護保険法）				看護師・准看は居宅介護職員初任者研修修了とみなす ⑤、⑥の場合、身体有30%/身体無10%減算 やむを得ず重度訪問介護研修修了者が訪問する場合、減算有	
	重度訪問介護を提供する場合、いずれかを満たしているか ①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③居宅介護職員初任者研修修了者 ④介護職員初任者研修修了者（介護保険法） ⑤障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 ⑥旧訪問介護員養成研修修了者（介護保険法） ⑦重度訪問介護従業者養成研修修了者 ⑧重度訪問介護従業者養成研修（基礎）				⑧（基礎）は区分4・5のみ可	
	同行援護を提供する場合、いずれかを満たしているか ①同行援護従業者養成研修一般課程修了 ②居宅介護従業者の要件を満たし（上記①～④）、視覚障がい者等の福祉に関する事業に1年以上従事経験を有する者 ③国立リハビリテーションセンター学院の視覚障がい学科の教科を修了した者等 ④上記居宅介護従業者要件⑤又は⑥を満たし、視覚障がい者等の福祉に関する事業に1年以上従事経験を有する者				【～H30.3.31経過措置】 居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、①を修了したものとみなす 【H30.4.1～R6(2024).3.31経過措置】 盲ろう者向け通訳・介助員については、①を修了したものとみなす ※10%減算 ④の場合、身体有30%/身体無10%減算 ※身体有・無の算定方法はH30.3.31までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に限る	
	行動援護を提供する場合、いずれかを満たしているか ①行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害者または精神障害者の直接業務に1年以上従事経験を有する者 ②居宅介護従業者の要件を満たし（上記①～④）、知的障害者または精神障害者の直接業務に2年以上従事経験を有する者				②はH33(2021).3.31までの経過措置	

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
管理者	常勤専従であるか（管理業務に支障がない場合は兼務可）				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	
サービス提供責任者	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
	利用者数（ ）人					
	次のいずれかを満たす員数を配置しているか（居宅・同行・行動） ①延べサービス提供時間が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 ④常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上					
	次のいずれかを満たす員数を配置しているか（重度訪問） ①延べサービス提供時間が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上					
	非常勤のサービス提供責任者を配置する場合、当該事業所での勤務時間が、常勤訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上か					
	次のいずれかを満たすか（居宅・重度訪問） ①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員基礎研修修了者（介護保険法） ④居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤居宅介護職員初任者研修修了者であって、3年以上の実務経験を有する者 ⑥介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサ責要件に該当する者					
	①、②いずれかを満たしているか（同行援護） ①以下のイ及びロを満たす イ 居宅介護職員初任者研修を修了者であって3年以上の実務経験を有する者 ロ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了者 ②国立リハビリテーションセンター学院の視覚障がい学科の教科を修了した者等					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
	次のいずれかを満たしているか（行動援護） ①行動援護従事者養成研修等（※）修了者であって、知的障がい者・児又は精神障がい者の直接支援業務に3年かつ540日以上に従事経験を有する者 ②居宅介護従業者要件を満たす者であって、知的障がい者・児又は精神障がい者の直接支援業務に5年かつ900日以上に従事経験を有する者					
個別支援計画	務経験を有する者が作成した計画に基づいて居宅介護を行う場合は所定単位数の90/100（令和3年4月からは70/100）を算定しているか					
地域生活支援拠点等としての位置付け	市町村が地域生活支援拠点等として位置付けているか。				【R3.4.1～】地域生活支援拠点等として位置付けられ、緊急時の対応を行った場合加算あり	
居宅介護サービス費 ①居宅における身体介護	居宅における身体介護中心（入浴介助、整容介助、更衣介助、排せつ介助、食事介助等）を行っているか					
居宅介護サービス費 ②通院等介助（身体介護を伴う）	身体介護を伴う通院等介助を行っているか				※通院等又は官公署並びに指定特定相談支援事業所等への移動（公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。相談の結果、見学のために紹介された指定障がい福祉サービス事業所を訪れる場合も含む。 通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗降介助を行う前後に、連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要する身体介護を行う場合も算定が可能（このとき、通院等乗降介助は算定不可）。	
居宅介護サービス費 ③通院等介助（身体介護を伴わない）	身体介護を伴わない通院等介助を行っているか				※通院等又は官公署並びに指定特定相談支援事業所等への移動（公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。相談の結果、見学のために紹介された指定障がい福祉サービス事業所を訪れる場合も含む。	
居宅介護サービス費 ④家事援助	居宅介護利用者の家事援助を行っているか					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
居宅介護サービス費 ⑤通院等乗降介助	居宅介護利用者の通院等の介助を行っているか				※ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助、乗車前又は乗車後の屋内外における移動等の介助、移動先における手続き、移動等の介助の時間のみ算定可。移送行為そのものや、運転中の時間は算定時間に含めない。	
重度訪問介護サービス費	重度訪問介護利用者に対して、サービス提供を行っているか					
同行援護サービス費	同行援護利用者に対して、サービス提供を行っているか				※平成30年3月31日以前に同行援護の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けた場合、当該支給決定期間に限り、従前の「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の分類による報酬算定が可能	
行動援護サービス費	行動援護利用者に対して、サービス提供を行っているか 事前に利用者の行動特徴、日常生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなどの準備をし、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録しているか				※支援計画シート等が未作成の場合、所定単位数の95/100を算定	
所要時間（居宅介護、同行援護、行動援護）	居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する標準的な時間に基づき算定されているか					
	1人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も、1回の居宅介護としてその合計所要時間に基づき算定しているか					
	1日に複数回算定する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けているか				※行動援護は1日に1回のみ	
	「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上となっているか					
所要時間（重度訪問介護）	重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する標準的な時間に基づき算定しているか					
	1日に複数回訪問する場合は、1日分の所要時間を通算して算定しているか					
	1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定しているか					
	「所要時間1時間未満の場合」で算定する場合の所要時間は40分程度以上となっているか					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
2人での介護	利用者又は家族の同意があるか。また、受給者証で2人介護が認められているか					受給者証
	次のいずれかに該当しているか ①障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他障がい者等の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合					
	2人の従業者のうち基礎研修課程修了者等が含まれる場合は、当該従業者については基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数を算定しているか					
	（重度訪問介護のみ） 当該利用者への支援に熟練した従業者の同行が必要であると認められる場合において、新任従業者に熟練従業者が同行してサービス提供しているか					
夜間加算 （行動援護除く）	サービス開始時間が18時～22時の場合、通常の報酬に乗じて加算算定を行っているか					
深夜加算 （行動援護除く）	サービス開始時間が22時～6時の場合、通常の報酬に乗じて加算算定を行っているか					
早朝加算 （行動援護除く）	サービス開始時間が6時～8時の場合、通常の報酬に乗じて加算算定を行っているか					
特別地域加算	振興山村地域等の厚生労働大臣の定める地域でサービス提供をしているか				本加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した際の交通費の支払は受けられない	
同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物減算 （居宅介護のみ）	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者に対して、通常の報酬に乗じて減算算定を行っているか（所定単位数の90/100）					
	同一の建物に居住する利用者への居宅介護の提供が1月あたり20名以上となる場合の当該建物に居住する利用者（同一敷地内建物等を除く。）に対して、通常の報酬に乗じて減算算定を行っているか（所定単位数の90/100）				※この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする（小数点以下切捨て）。	
	同一敷地内建物に居住する利用者への居宅介護の提供が1月あたり50名以上となる場合の当該建物に居住する利用者に対して、通常の報酬に乗じて減算算定を行っているか（所定単位数の85/100）					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
重度障害者等包括支援の対象となる者の場合 （重度訪問介護のみ）	重度訪問介護従業者養成研修を修了した者が、重度障がい者等包括支援の対象となる支援の度合いにある者に対して重度訪問介護を行った場合、加算をしているか					
障害支援区分6に該当する者の場合	重度訪問介護従業者養成研修を修了した者が、区分6に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合、加算を算定しているか					
移動介護加算 （重度訪問介護のみ）	外出時における移動中の介護を行った場合に加算を算定しているか					
行動障害支援連携加算 （重度訪問介護のみ）	サービス提供責任者が、支援計画シート等を作成した者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、重度訪問介護計画を作成する連携し、重度訪問介護計画に基づく重度訪問介護を行った場合、加算を算定しているか				初回の重度訪問介護が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として算定が可能 重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と当該作成者が同一人の場合は算定不可	
移動介護緊急時支援加算（重度訪問介護のみ）	利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合に、加算を算定しているか。				【R3.4.1～】新設	
盲ろう者の支援に対する加算 （同行援護のみ）	盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者に対して同行援護を行った場合、加算を算定しているか					
区分3又は区分4以上の者に提供した場合の加算 （同行援護のみ）	区分3以上の利用者に対して同行援護を行った場合、所定単位数を加算しているか				区分3の場合は20/100、区分4以上の場合は40/100を算定	
行動障害支援指導連携加算 （行動援護のみ）	支援計画シート等を作成した者が、重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、指定重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導・助言を行った場合、利用者が指定重度訪問介護等に移行する日の属する月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか				※翌月に移行をすることが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等である時にあっては、移行をする日が属する月の前月	

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
身体拘束廃止未実施減算 （※令和5年4月から適用）	次の基準のいずれかを満たしていない場合に、減算を適用しているか。 ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ③身体拘束の適正化のための指針を整備すること ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。				（スケジュール） 令和3年度⇒努力義務化 令和4年度⇒義務化 令和5年度4月から減算適用	
特定事業所加算Ⅰ （居宅介護）	①全ての従業者（登録型の従業者も含む）に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部研修含む）を実施又は実施予定か				当該研修のための勤務体制の確保を行う 全ての従業者ごとに個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する	研修計画書等
	②-1 利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催をしているか				定期的＝おおむね1月に1回以上 サービス提供責任者が主宰。いくつかのグループに分けて開催してもよい。登録ヘルパーも含めて、従業者全てが参加する必要あり。 会議の開催状況の概要を記録する必要有。	会議記録
	②-2 サービス提供責任者が当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してからサービスを開始し、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けているか （サービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存）				「利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項」 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主訴やサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む要望 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たっての必要な事項 ※「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、同一従業者が同一利用者に一日複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等特段の事情がない場合は、当該利用者に係る文書等の指示及び報告の省略が可能 文書等の確実な方法：文書手交、FAX、メール等	指示した文書等

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
	③全ての従業者に対し、健康診断等を定期的（少なくとも1年以内ごとに1回）に実施しているか				「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて事業主の費用負担で実施 ※新規算定時は、1年以内に実施の計画がなされていなければならない	健診受診記録等
	④緊急時等における対応方法の明示をしているか				重要事項説明書等への記載でも可（緊急時等の対応方針、連絡先、対応可能時間等）	
	⑤新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施しているか				「熟練した従業者」：サ責又はサ責と同等と認められる従業者	
	⑥以下のいずれかを満たしているか ア 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が3割以上 イ 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上 ウ 前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が4割以上				介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度又は届出日が属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算法により算出	職員台帳（履歴書）等
	⑦すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であるか				「実務経験」とは、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修終了前の従事期間も含む。	職員台帳（履歴書）等

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
	⑧1人を超えるサービス提供責任者の配置が必要な場合は、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置しているか					
	⑨前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者（障がい児を除く）総数のうち障がい支援区分5以上である利用者及び喀痰吸引等の行為を必要とする利用者の占める割合が30/100以上であるか				喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られる	
	上記①～⑨をすべて満たしているか				所定単位数+20/100	
特定事業所加算Ⅱ（居宅介護）	特定事業所加算Ⅰ（居宅介護）の算定要件①～⑤のいずれにも適合し、かつ、⑥又は⑦及び⑧のいずれかに適合するか				所定単位数+10/100	
特定事業所加算Ⅲ（居宅介護）	特定事業所加算Ⅰ（居宅介護）の算定要件①～⑤及び⑨のいずれにも適合するか				所定単位数+10/100	
特定事業所加算Ⅳ（居宅介護）	①特定事業所加算Ⅰ（居宅介護）の算定要件②～⑤のいずれにも適合しているか					
	②全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部研修含む）を実施又は実施予定か				当該研修のための勤務体制の確保を行う 全てのサービス提供責任者ごとに個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する	研修計画書等
	③配置すべき常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定訪問介護事業所であって、配置すべきサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しているか					
	④前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者（障がい児を除く）総数のうち障がい支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50/100以上であるか					
	上記①～④をすべて満たしているか				所定単位数+5/100	

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
特定事業所加算Ⅰ （重度訪問介護）	①全ての従業者（登録型の従業者も含む）に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部研修含む）を実施又は実施予定か				当該研修のための勤務体制の確保を行う 全ての従業者ごとに個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する	研修計画書等
	②-1 以下のいずれかを満たしているか ア 利用者に関する情報若しくはサービスの提供にあたっての留意事項の伝達又は当該事業所の従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催 イ サービス提供責任者が、従業者に対して個別に利用者に関する情報又はサービスにあたっての留意事項の伝達や技術指導のための研修を必要に応じて実施				定期的＝おおむね1月に1回以上 アの会議はサービス提供責任者が主宰。いくつかのグループに分けて開催も可能。登録ヘルパーも含めて、従業者全てが参加する必要あり。 年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を実施している事業所はイの要件を適用するものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要に応じて開催することで差支えない。 アやイの開催状況の概要を記録する必要がある	会議記録
	②-2 サービス提供責任者が当該利用者を担当する従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っているか				「利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項」 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主訴やサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む要望 ・前月（又は情報に変更があった時点）のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たっての必要な事項 毎月定期的＝当該サービス提供月の前月末 文書等の確実な方法：文書手交、FAX、メール等	指示した文書等
	③全ての従業者に対し、健康診断等を定期的（少なくとも1年以内ごとに1回）に実施しているか				事業主の費用負担で実施 「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて実施 ※新規算定時は、1年以内に実施の計画がなされていれば足りる	健診受診記録等
	④緊急時等における対応方法の明示しているか				重要事項説明書等への記載でも可（緊急時等の対応方針、連絡先、対応可能時間等）	
⑤新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施しているか				「熟練した従業者」：サ責又はサ責と同等と認められる従業者		

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
	⑥常時従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っているか				前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、営業日及び営業時間において、土日祝日、お盆、年末年始をはじめとした年間を通して時間帯を問わずに従業者の派遣が可能となっていること	
	⑦以下のいずれかを満たしているか ア 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が3割以上 イ 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上 ウ 前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が4割以上				介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度又は届出日が属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算法により算出	職員台帳（履歴書）等
	⑧すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者又は重度訪問介護従業者として6000時間以上の実務経験を有する者であるか				「実務経験」とは、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修終了前の従事期間も含む	職員台帳（履歴書）等
	⑨1人を超えるサービス提供責任者の配置が必要な場合は、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置しているか					
	⑩前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者総数のうち障がい支援区分5以上である利用者及び喀痰吸引等の行為を必要とする利用者の占める割合が50/100以上であるか				喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られる	
	上記①～⑨をすべて満たしているか				所定単位数+20/100	
特定事業所加算Ⅱ（重度訪問介護）	特定事業所加算Ⅰ（重度訪問介護）の算定要件①～⑥のいずれにも適合し、かつ、⑦又は⑧及び⑨のいずれかに適合するか				所定単位数+10/100	
特定事業所加算Ⅲ（重度訪問介護）	特定事業所加算Ⅰ（重度訪問介護）の算定要件①～⑥及び⑩のいずれにも適合するか				所定単位数+10/100	

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
特定事業所加算Ⅰ （同行援護）	①全ての従業者（登録型の従業者も含む）に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部研修含む）を実施又は実施予定か				当該研修のための勤務体制の確保を行う 全ての従業者ごとに個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する	研修計画書等
	②-1 利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催をしているか				定期的＝おおむね1月に1回以上 サービス提供責任者が主宰。いくつかのグループに分けて開催してもよい。登録ヘルパーも含めて、従業者全てが参加する必要あり。 会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。	会議記録
	②-2 サービス提供責任者が当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してからサービスを開始し、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けているか （サービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存）				「利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項」 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主訴やサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む要望 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たっての必要な事項 ※「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、同一従業者が同一利用者に一日複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等特段の事情がない場合は、当該利用者に係る文書等の指示及び報告の省略が可能 「文書等の確実な方法等」 文書手交、FAX、メールなど	指示した文書等
	③全ての従業者に対し、健康診断等を定期的（少なくとも1年以内ごとに1回）に実施しているか				事業主の費用負担で実施 「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて実施 ※新規算定時は、1年以内に実施の計画がなされていれば足りる	健診受診記録等
	④緊急時等における対応方法の明示しているか				重要事項説明書等への記載でも可（緊急時等の対応方針、連絡先、対応可能時間等）	
⑤新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施しているか				「熟練した従業者」：サ責又はサ責と同等と認められる従業者		

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
	⑥以下のいずれかを満たしているか ア 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が3割以上 イ 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上 ウ 前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が4割以上 エ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者及び国立リハビリテーションセンター学院の視覚障がい学科の教科を修了した者等の占める割合が3割以上				介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者等の割合については、前年度又は届出日が属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算法により算出	職員台帳(履歴書)等
	⑦すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は国立リハビリテーションセンター学院の視覚障がい学科の教科を修了した者等又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であるか				「実務経験」とは、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修終了前の従事期間も含む。	職員台帳(履歴書)等
	⑧1人を超えるサービス提供責任者の配置が必要な場合は、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置しているか					
	⑨前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者（障がい児を除く）総数のうち障がい支援区分5以上である利用者及び喀痰吸引等の行為を必要とする利用者の占める割合が30/100以上であるか				喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られる	
	上記①～⑨をすべて満たしているか				所定単位数+20/100	
特定事業所加算Ⅱ（同行援護）	特定事業所加算Ⅰ（同行援護）の算定要件①～⑤のいずれにも適合し、かつ、⑥又は⑦及び⑧のいずれかに適合するか				所定単位数+10/100	
特定事業所加算Ⅲ（同行援護）	特定事業所加算Ⅰ（居宅介護）の算定要件①～⑤及び⑨のいずれにも適合するか				所定単位数+10/100	

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
特定事業所加算Ⅳ （同行援護）	①特定事業所加算Ⅰ（同行援護）の算定要件②～⑤のいずれにも適合するか				当該研修のための勤務体制の確保を行う	
	②全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部研修含む）を実施又は実施予定か				全てのサービス提供責任者ごとに個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する	研修計画書等
	③配置すべき常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定訪問介護事業所であって、配置すべきサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しているか					
	④前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者（障がい児を除く）総数のうち障がい支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50/100以上であるか					
	上記①～④をすべて満たしているか				所定単位数+5/100	
特定事業所加算Ⅰ （行動援護）	①全ての従業者（登録型の従業者も含む）に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部研修含む）を実施又は実施予定か				当該研修のための勤務体制の確保を行う 全ての従業者ごとに個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する	研修計画書等
	②-1 利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催をしているか				定期的＝おおむね1月に1回以上 サービス提供責任者が主宰。いくつかのグループに分けて開催してもよい。登録ヘルパーも含めて、従業者全てが参加する必要あり。 会議の開催状況の概要を記録する必要有。	会議記録

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
	②-2 サービス提供責任者が当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してからサービスを開始し、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けているか （サービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存）				「利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項」 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主訴やサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む要望 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供にあたっての必要な事項 ※「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、同一従業者が同一利用者に一日複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等特段の事情がない場合は、当該利用者に係る文書等の指示及び報告の省略が可能 文書等の確実な方法：文書手交、FAX、メール等	指示した文書等
	③全ての従業者に対し、健康診断等を定期的（少なくとも1年以内ごとに1回）に実施しているか				事業主の費用負担で実施 「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて実施 ※新規算定時は、1年以内に実施の計画がなされていれば足りる	健診受診記録等
	④緊急時等における対応方法の明示しているか				重要事項説明書等への記載でも可（緊急時等の対応方針、連絡先、対応可能時間等）	
	⑤新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施しているか				「熟練した従業者」：サ責又はサ責と同等と認められる従業者	
	⑥以下のいずれかを満たしているか ア 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が3割以上 イ 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上 ウ 前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が4割以上				介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度又は届出日が属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算法により算出	職員台帳（履歴書）等

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
	⑦すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であるか				「実務経験」とは、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修終了前の従事期間も含む。	職員台帳（履歴書）等
	⑧1人を超えるサービス提供責任者の配置が必要な場合は、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置しているか					
	⑨前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者（障がい児を除く）総数のうち障がい支援区分5以上である利用者及び喀痰吸引等の行為を必要とする利用者の占める割合が30/100以上であるか				喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られる	
	上記①～⑨をすべて満たしているか				所定単位数+20/100	
特定事業所加算Ⅱ（行動援護）	特定事業所加算Ⅰ（行動援護）の算定要件①～⑤のいずれにも適合し、かつ、⑥又は⑦及び⑧のいずれかに適合するか				所定単位数+10/100	
特定事業所加算Ⅲ（行動援護）	特定事業所加算Ⅰ（行動援護）の算定要件①～⑤及び⑨のいずれにも適合するか				所定単位数+10/100	
特定事業所加算Ⅳ（行動援護）	①特定事業所加算Ⅰ（居宅介護）の算定要件②～⑤のいずれにも適合するか					
	②全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部研修含む）を実施又は実施予定か				当該研修のための勤務体制の確保を行う 全てのサービス提供責任者ごとに個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する	研修計画書等
	③配置すべき常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定訪問介護事業所であって、配置すべきサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しているか					
	④前年度又は、算定日が属する月の前3月の利用者（障がい児を除く）総数のうち障がい支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50/100以上であるか					
	上記①～④をすべて満たしているか				所定単位数+5/100	

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
緊急時対応加算	利用者または家族等からの要請に基づき、サ責が居宅介護等計画の変更を行い、従業者が計画的に訪問することになっていない介護を緊急に行った場合、加算を算定しているか				【R3.4.1～】地域生活支援拠点等としての機能を担うものとして、都道府県知事に届け出た場合の上乗せ加算あり。	
在宅サービスの相互関係	利用者が居宅介護（重度訪問介護／同行援護／行動援護）以外の障がい福祉サービスを受けている間又は指定入所支援を受けている間に報酬を算定したことがあるか					
初回加算	新規に居宅介護等計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回のサービス提供の属する月に介護等を行った場合に、加算を算定しているか					相談支援記録
福祉専門職員等連携加算 （居宅介護のみ）	サービス提供責任者が、利用者に関わったサービス事業所等の社会福祉士等（※）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同で行い、居宅介護計画を作成し、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を実施した場合、初回の介護が行われた日から90日以内に、3回を限度として加算を算定しているか				※社会福祉士等＝当該利用者に関わったサービス事業所、指定障がい者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者	
喀痰吸引等支援体制加算	喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従業者が喀痰吸引等を行った場合、1日につき加算を算定しているか				特定事業所加算Ⅰを取っている場合、算定不可	
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合、当該利用者について、1月につき所定単位数を加算しているか					

点検項目	点検事項	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	

福祉・介護職員処遇改善加算

加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・特別・特定Ⅰ・特定Ⅱ)

事業所名 _____

点検項目	点検事項	点検欄	確認欄
【共通】	① 福祉・介護職員の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じている	点検事項に適合	
	② 加算の算定額に相当する賃金改善を実施	点検事項に適合	
	③ 福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、届出をしている	周知かつ届出	
	④ 事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績（介護職員処遇改善実績報告書）を報告している ア 福祉・介護職員以外を対象に含めていない イ 加算総額は国保連から通知された金額と原則一致している ウ 賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している	実績報告書の数字と一致 ・国保連の加算額通知書 ・賃金改善額明細書 ・賃金台帳等	
	⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	なし あり	
	⑥ 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている	該当 非該当	
	変更事由に該当する場合に「変更届」を提出している	提出 該当なし	
	事業継続のため賃金水準を引き下げる特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた	提出 該当なし	
	Ⅰ ⑦-1から⑦-3及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
	Ⅱ ⑦-1から⑦-2及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
Ⅲ ⑦-1または⑦-2及び⑧'に適合する	点検事項に適合		
Ⅳ ⑦-1、⑦-2または⑧'のいずれかに適合する	点検事項に適合		
Ⅴ 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
特別 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
【個別】	特定Ⅰ aとbとcに適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている c 特定事業所加算を算定している	点検事項に適合	
	特定Ⅱ aとbに適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている	点検事項に適合	
	⑦-1 【キャリアパス要件Ⅰ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた、任用要件（賃金に関するもの含む）及び賃金体系を定めている b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。	a 任用要件と賃金体系を定めている b 書面作成及び周知している	就業規則等の根拠規定
	⑦-2 【キャリアパス要件Ⅱ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと イ 資格取得のための支援を実施すること b aについて、全ての福祉・介護職員に周知している	a 計画策定、研修実施（機会確保と能力評価又は支援実施） b 周知している	計画等の文書 研修等の記録
	⑦-3 【キャリアパス要件Ⅲ】（処遇改善加算Ⅰ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する仕組み ア 経験に応じて（勤続年数や経験年数等）昇給する仕組み イ 資格等に応じて昇給する仕組み ウ 一定の基準に基づき、定期に昇給を判定する仕組み（客観的な評価基準や昇給条件が名文化されていることが必要） b aの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している	a 昇給の仕組み又は定期昇給の仕組みがある b 周知している	就業規則等の仕組みを規定した文書（就業規則、給与規定等）

⑧	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ）</p> <p>平成27年4月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	内容・費用を全介護職員に周知	
⑧'	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅲ、Ⅳ）</p> <p>平成20年10月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	内容・費用を全介護職員に周知	